

事業収支見積りを作成するに当たっての留意点

事業収支見積りについては、「算出が適正かつ明確であること」が求められます。“算出方法が適正かつ明確である”とは、事業の計画と事業収支見積りに矛盾がなく当てはまっていること、収入及び支出の算出方法の考え方が適正であること、ヒアリングに基づき推定取扱通数を求める等、算出に用いる数値に根拠があること、等をいいます。

「適正かつ明確な事業収支見積り」を作成するに当たっての留意点を次に示すので審査の際の参考にして下さい。

1 全般

- ・事業計画、役務の内容と事業収支見積りの内容に矛盾がないか。
e x : 事業計画に記載されていない役務の種類で収入を見積もっていないか、巡回集配をスポット集配として見積もっていないか、事業開始予定日と初年度の見積開始日が一致しているかなど
- ・事業収支見積書に記載した信書便事業収入から信書便事業支出を引いた額が赤字の場合は事業として適切ではありません。確認して下さい。

e x : 信書便事業収入	100			
信書便事業支出	150	差引利益	50	確認

- ・事業収支見積書算出根拠は第三者が見ても分かるように説明文を入れるなど分かり易く記載するようにします。

2 収入

その他収入は事業を行う上で経常的に発生する受取利息や受取手数料などの営業外収益をいいます（臨時に発生する固定資産売却益などは通常含みません）。

【留意点】

その他収入に特別利益を計上している場合には初年度及び翌年度に発生する利益かを確認します。

e x : その他収入は、昨年度の受取利息（10万円）雑収入（50万円）固定資産売却益（100万円）と同額を見込み、・ ・ 初年度・翌年度も発生？

3 支出

信書便事業支出全般

- (1) 信書便事業支出を算出する際に、申請者の売上原価明細書、販管費明細書等の科目に信書便事業収入比率を用いて算出する場合があります。

この場合は、各科目の額をどの事業に割り振るかを申請者に確認します。

【留意点】

- ・ 売上原価の人件費は、配送員の人件費として信書便事業と道路貨物運送事業で案分する。また、販管費の人件費は、人事・総務・経理など、会社の内部管理に携わる事務員の人件費として全事業で案分する。など同じ人件費でも案分の対象となる事業が相違する場合があります。
- ・ 販管費の中には、管理部門が入居する事務所を運営するための費用（光熱費、地代家賃など）のように全事業で負担すべき費用や販売活動に係る販売手数料のように一部の事業に係る費用があるので、各科目についてどの事業と案分するかを申請者に確認して下さい。

e x : 各科目の額を収入比率により 印の事業間で案分

	信書便事業	貨物運送業	損害保険代理業
売上原価			
給与手当			×
法定福利費			×
・・・			
備車費	×		×
消耗品費			×
燃料費			×
・・・			
販売費及び一般管理費			
役員報酬			
給与			
販売奨励金	×	×	
光熱費			
・・・			
貸倒引当金繰入	×		
・・・			

(2) 消費税の経理方式は、消費税を各科目に含めるかどうかで税込方式と税抜方式があります。信書便事業収支を算出するに当たっては申請者がどのような経理方式を採用しているかを確認し、それに合わせて算出して下さい。

【留意点】

- ・ 申請者が消費税の経理処理について、税抜方式を採用している場合には、事業収支見積りの「収入」を見込むに当たって予定単価等から消費税を抜いた金額で算出することが必要となります。

e x : 予定単価 8 4 0 円（税込み） 推定取扱通数 5 0 0 通
 8 0 0 円（予定単価消費税抜き） × 5 0 0 通（推定取扱通数）
 × 1 2 ヶ月 = 4 , 8 0 0 千円（消費税抜きの信書便事業収入）

- ・ 信書便事業支出租税公課を算出する際に税込方式を採用している場合には信書便事業に係る消費税納税額(信書便事業収入 × 5 / 105 - 信書便事業経費 × 5 / 105) を加算し、消費税以外の租税公課は、収入比率で案分して算出します。

$$\begin{aligned}
 \text{ex : 信書便事業収入 } & 1,050 \text{ 千円} & \text{信書便事業経費 } & 840 \text{ 千円} \\
 & (1,050 \text{ 千円} \times 5 / 105) - (840 \text{ 千円} \times 5 / 105) \\
 & = 50 \text{ 千円} - 40 \text{ 千円} = 10 \text{ 千円 (租税公課 (消費税分))}
 \end{aligned}$$

信書便事業支出人件費

- (1) 人件費は、役員報酬、給与、手当、賞与、法定福利費及び厚生福利費の合計額となります。また、信書便事業の人件費は信書便事業専従か兼務かで算出方法が変わります。

【留意点】

- ・ 役員報酬、給与・手当、賞与、法定福利費及び厚生福利費のうちいずれかが計上されていない場合は申請者に漏れがないかを確認して下さい。
- ・ 巡回又は集配サービスで配送員が信書便事業以外の事業と兼務する場合は理由を確認して下さい。 一般的には信書便事業専従とする場合が多く見受けられますが、午前中は信書便の巡回集配サービスに従事、午後は貨物運送に従事、貨物と信書を混載で同ルートを巡回しているため、などの理由により兼務とする場合があります。
理由が の場合、信書便事業支出の人件費は従事する時間数に応じて人件費を配分、 の場合は、事業収入比率により人件費を配分します。

- (2) 信書便事業と他の事業を兼務する場合で収入比率により案分する場合は、配送員の兼務が適正かを確認して下さい。

【留意点】

- ・ 信書便事業、貨物運送事業及び倉庫業を営んでいる場合、配送員の人件費を3つの事業で案分している場合は、配送員と倉庫業の関係を確認して下さい。一般的には配送員は倉庫業までは兼務しないため。

- (3) 信書便事業に従事する配送員の数

信書便事業に専従する従業員の数が信書便の推定取扱通数に見合った人数となっているかを確認して下さい。

【留意点】

- ・ 巡回サービスの契約見込みルート数が3ルートで配送員が1名となっている場合、2号役務の推定取扱通数が1日100通で配送員が1名の場合など事業計画に無理があると想定される場合は理由を聞いて下さい。

信書便事業支出経費

信書便事業で利用する車両を専用とするか兼用とするかで経費の算出方法が変わります。

【留意点】

- ・ 配送員が信書便事業専担であって車両を兼用としている場合は一般的ではないと考えられるので理由を確認して下さい。
- ・ 車両を専用で使用する場合は、車両費（リース料又は減価償却費）、燃料費、油脂費、修繕費、保険料（自賠責保険及び任意保険）、自動車税（毎年）、自動車重量税（車検証交付時）、自動車取得税（購入時）、駐車料金等の車両に係る必要経費を積み上げて算出します。

信書便事業支出減価償却費

- (1) 信書便事業専用で使用する車両の減価償却費を計上する場合は積み上げて算出して下さい。なお、車両以外の減価償却費で、各事業で共用する償却資産については収入比率により案分して算出して下さい。

ex : $\left(\begin{array}{l} \text{車両} 1,000 \text{ 千円 (耐用年数: 4 年)} \\ \text{信書便事業と共用する減価償却資産の減価償却予定額} 3,000 \text{ 千円} \\ \text{信書便事業収入比率} 2\% \\ \text{車両に係る減価償却費} = 1,000 \text{ 千円} \div 4 \text{ 年} = 250 \text{ 千円} \\ \text{その他の減価償却費} = 3,000 \text{ 千円} \times 2\% = 60 \text{ 千円} \end{array} \right)$

- (2) 減価償却費は、減価償却資産の購入、償却期間の終了、定率法による償却等により、年度ごとに償却予定額が変動する場合があります。初年度と翌年度の減価償却予定額が同じになっている場合は確認して下さい。

信書便事業支出租税公課

車両を信書便事業の専用車両として使用する場合は自動車関連の税金（自動車税、自動車重量税、自動車取得税）を積み上げて求めます。自動車関連の税金以外の租税公課で信書便事業に関連する租税公課は収入比率により案分します。

ex : $\left(\begin{array}{l} \text{信書便事業で使用する車両に係る租税公課} 8 \text{ 千円 (自動車税)} \\ \text{その他の租税公課} 300 \text{ 千円} \quad \text{信書便事業収入比率} 2\% \\ \text{車両に係る租税公課} = 8 \text{ 千円} \\ \text{その他の租税公課} = 300 \text{ 千円} \times 2\% = 6 \text{ 千円} \end{array} \right)$

支払利息

事業開始に要する資金として銀行等から借り入れる場合は、その借入金に相当する利息を加算して下さい。

その他支出

その他収入は事業を行う上で経常的に発生する受取利息や受取手数料などの営業外費用をいいます（臨時に発生する災害損失、固定資産売却損などは通常含みません。計上している場合は初年度及び翌年度に発生する費用かを確認して下さい。）

その他

販管費等に記載されている「リース料」が信書便事業の用に供する機械及び器具類に係るものである場合は、「事業開始に要する資金及びその他資金の調達方法」に記載する必要があります。「リース料」が信書便事業に係る料金であるかどうかを確認して下さい。

e x : リース料がパソコン、F A X等事務用機器に係るものであり、信書便事業においても共用する場合
「事業開始に要する資金及びその他資金の調達方法」に記載